

第4章

事務事業編

第 1 節 計画の基本的事項

1-1 計画の目的及び位置づけ

市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、本章では「本計画」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項・第 2 項に基づき、「地球温暖化対策計画に即して、市の事務（※1）及び事業（※2）に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画」として策定するものです（図 5）。

また、市川市は、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）」により、エネルギー使用量が年間 1,500 キロリットル以上の特定事業者とされており、エネルギーの使用の合理化への取り組みが義務付けられています。

本計画では、市の率先行動として以下の事務事業に起因する温室効果ガス排出量の削減に着実に取り組むとともに、省エネルギー対策の面からその取り組みを推進していく役割も併せ持つものとします。

また、市川市環境マネジメントシステムに基づき、その実施状況を点検・公表することを通して、市民、事業者等の意識の高揚を図り、地球温暖化対策を地域から積極的に推進していくことを目指します。

※1 事務系：電気・都市ガス・LPG・重油・灯油・自動車用燃料などの使用及び職員による可燃ごみの排出によるもの。

※2 事業系：クリーンセンター、衛生処理場、菅野終末処理場における廃棄物や下水等の処理によるもの。

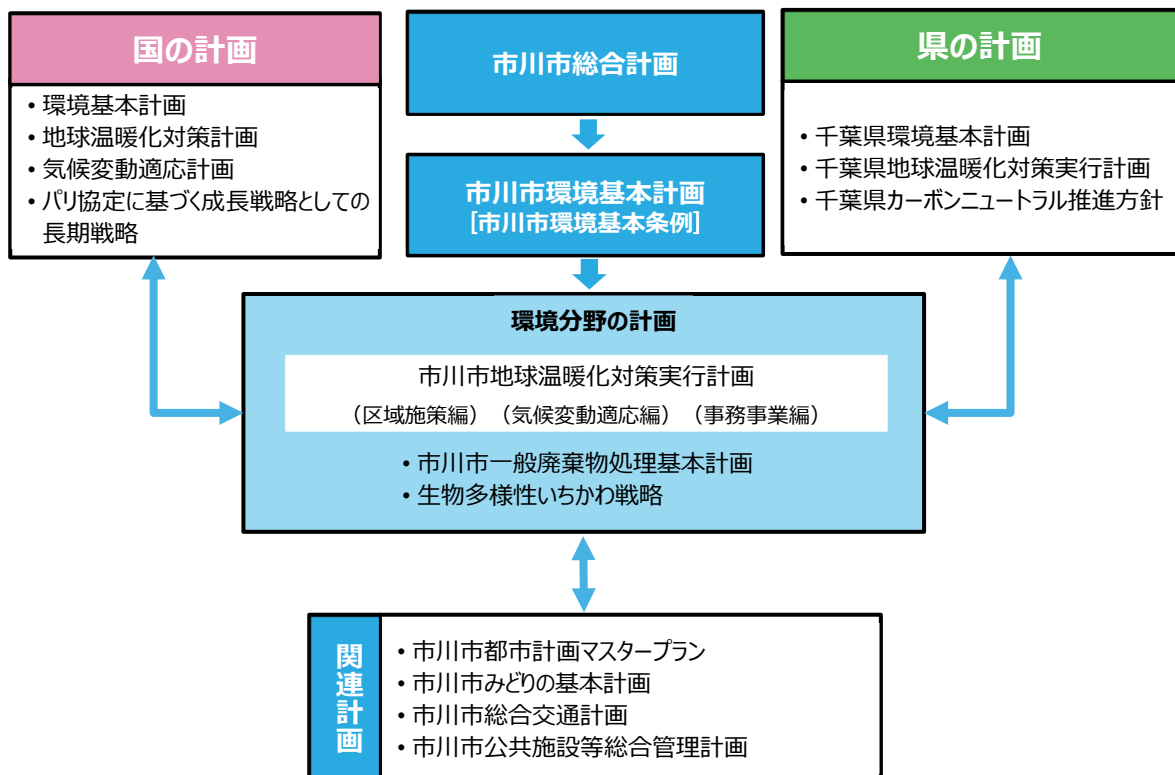


図 4-1-1 本計画の位置づけ

1-2 前計画における取り組み

【計画名】

第三次市川市地球温暖化対策実行計画〈事務事業編〉

【計画期間・基準年度】

2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間

※基準年度は2013（平成25）年度

【対象範囲】

市が行う事務（※1）事業（※2）

※1 事務系：電気・都市ガス・LPG・重油・灯油・自動車用燃料などの使用及び職員による可燃ごみの排出によるもの。

※2 事業系：クリーンセンター、衛生処理場、菅野終末処理場における廃棄物や下水等の処理によるもの。

【削減目標】

二酸化炭素及び一酸化二窒素（二酸化炭素換算量）の排出量を合わせて、2030（令和12）年度に基準年度である2013年度比で50.0%以上削減

【温室効果ガス排出量の推移と削減目標の達成状況】

市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算量）は、2022年度では86,489.5t-CO₂（基準年度比である2013年度から削減率6.4%）、2023年度では79,907.9t-CO₂（同13.5%）の削減に留まりました（表4-4-1、図4-1-2）。

2023年度における温室効果ガス排出量の内訳は、事務系で20.9%の削減、事業系で9.0%の削減となっています（表4-1-2、図4-1-3、4-1-4）。

2023年度の温室効果ガス排出源の内訳としては、事務系で34.8%、事業系で65.2%となっています（図4-1-5）。

事務系では、電気が25.6%と最も多く、都市ガス、灯油と続きます。事業系では、廃プラスチック類の焼却が53.9%と最も多く、合成繊維の焼却、廃棄物の焼却と続きます。

表 4-1-1 年度別温室効果ガス排出量

年度		2013 年度 (基準年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度
①事務系	排出量 (t-CO ₂)	35,116	28,644	28,208	27,777
	2013 年度比 (%)		-18.4	-19.7	-20.9
②事業系	排出量 (t-CO ₂)	57,268	59,782	58,281	52,131
	2013 年度比 (%)		4.4	1.8	-9.0
全体 (①+②)		92,383	88,426	86,490	79,908
基準年度比 (%)			-4.3	-6.4	-13.5

表 4-1-2 取り組み結果 (2023 年度実績)

項目			温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)		
			2013 年度 (基準年度)	2023 年度	基準年度比 増減率(%)
事務系	1	電気	26,374.9	20,479.3	-22.4
	2	都市ガス	5,754.5	5,501.1	-4.4
	3	LPG	127.5	67.7	-46.9
	4	重油	343.2	178.0	-48.1
	5	灯油	1,577.1	742.1	-52.9
	6	自動車用燃料 (ガソリン、軽油、CNG)	908.6	781.0	-14.0
	7	可燃ごみの排出	29.8	27.9	-6.5
事務系合計			35,115.5	27,777.0	-20.9
事業系	8	廃プラスチック類の焼却	46,924.1	43,105.2	-8.1
	9	合成繊維の焼却	7,582.4	6,965.3	-8.1
	10	廃棄物の焼却	1,946.9	1,586.9	-18.5
	11	し尿処理	590.5	270.9	-54.1
	12	下水処理	223.5	202.6	-9.3
事業系合計			57,267.5	52,130.9	-9.0
全体			92,383.0	79,907.9	-13.5

(注) 2023 年度の排出量は、年度ごとの排出係数により算出

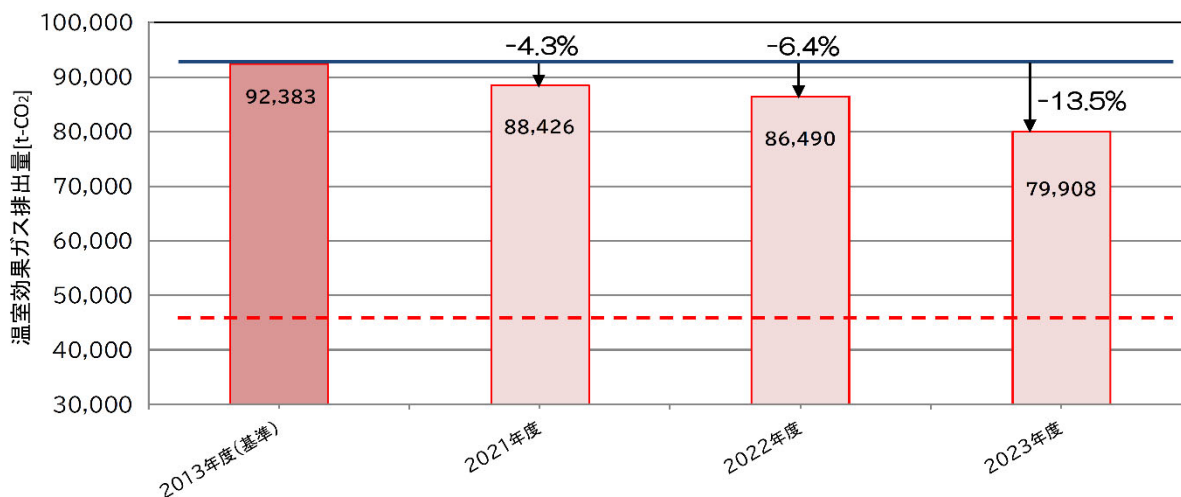


図 4-1-2 年度別温室効果ガス排出量(年度ごとの排出係数により算出)

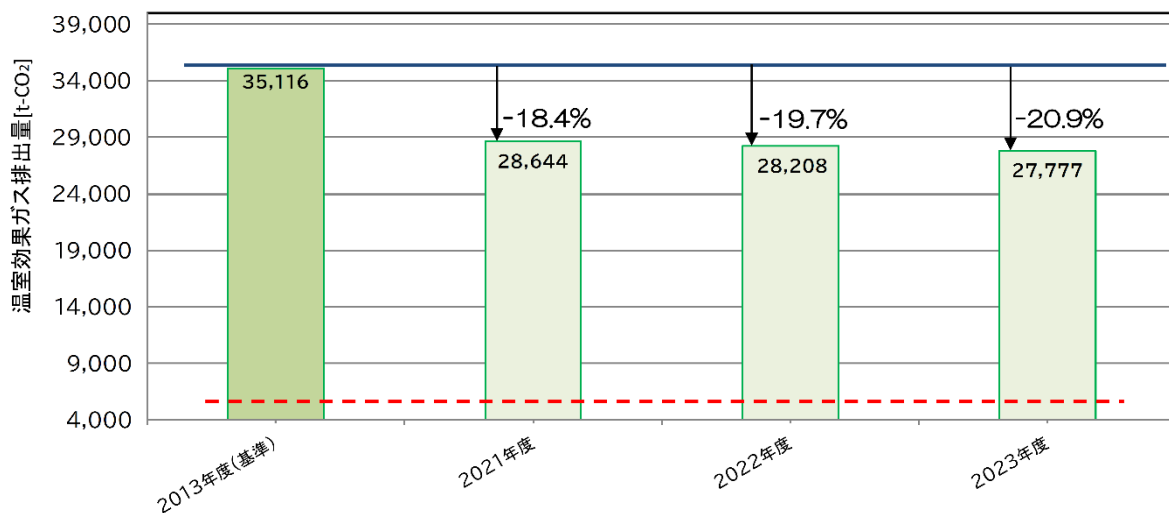


図 4-1-3 年度別事務系温室効果ガス排出量(年度ごとの排出係数により算出)

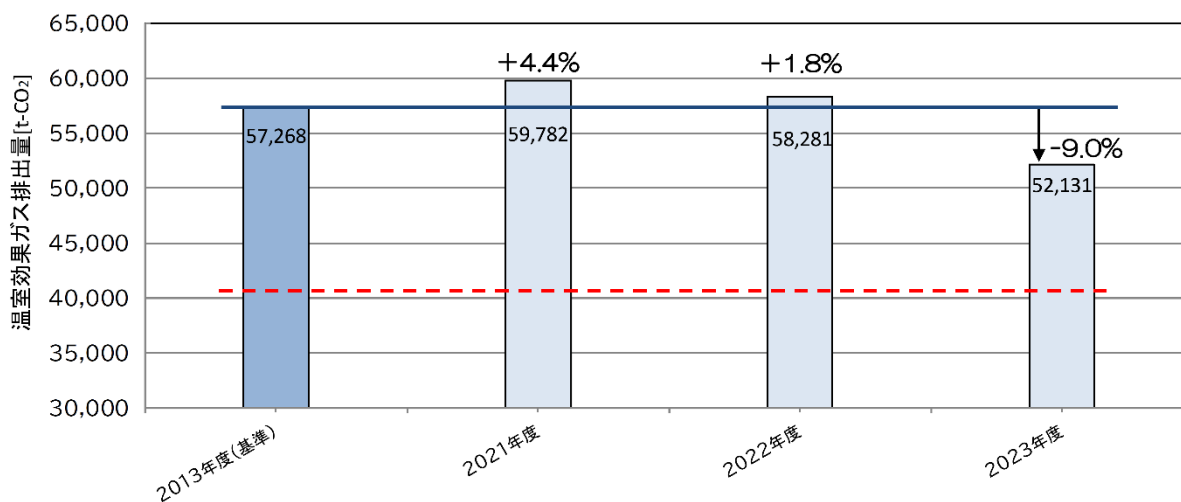


図 4-1-4 年度別事業系温室効果ガス排出量(年度ごとの排出係数により算出)

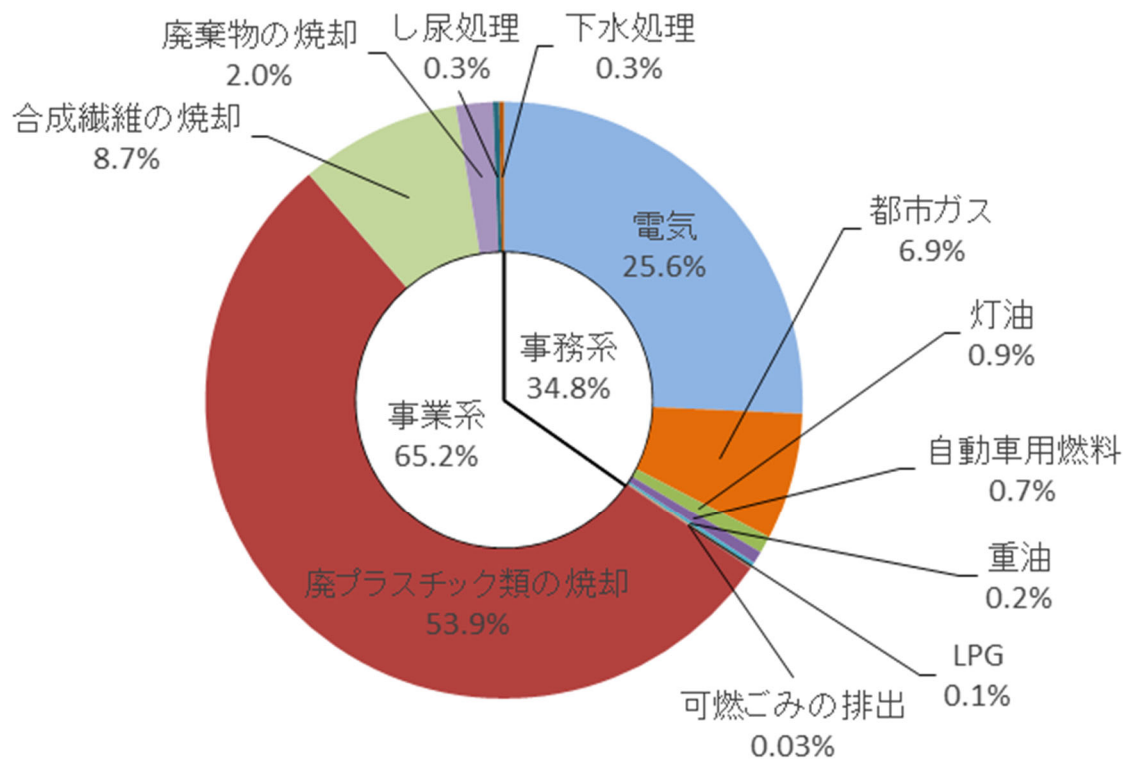


図 4-1-5 温室効果ガス排出源の内訳(2023 年度実績)(年度ごとの排出係数により算出)

1-3 前計画における評価

市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は、基準年度比においては削減傾向にありますが、削減目標を達成できていないため、クリーンエネルギー由来の電力の積極的な導入や創エネ・省エネの推進の注力、電動車の導入等による取り組みの強化が必要です。

1-4 計画期間・基準年度

2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までの6年間
（基準年度は2013（平成25）年度）

政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）との整合を図り、計画期間は2030年度とし、目標の達成を評価する基準年度は、2013年度とします。

なお、社会情勢の変化等や、政府実行計画の動向を踏まえながら、必要に応じて適切に見直しを行います。

1-5 計画の対象範囲及び考え方

本計画の対象は、市が行う事務（※1）事業（※2）とします。

※1 事務系：電気・都市ガス・LPG・重油・灯油・自動車用燃料などの使用及び職員による可燃ごみの排出によるもの。

※2 事業系：クリーンセンター、衛生処理場、菅野終末処理場における廃棄物や下水等の処理によるもの。

また、本計画では2050年カーボンニュートラルを見据えた取り組みとして、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取り組みについて具体的に検討し、計画的に取り組みます。

1-6 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に規定する温室効果ガスは7種類ですが、本計画では市における排出実態を踏まえて二酸化炭素と一酸化二窒素を削減対象とします（表4-1-3）。

なお、二酸化炭素と一酸化二窒素以外の温室効果ガスについては、削減の対象外とするものの、排出量を把握する推移を注視していくこととします。

【削減対象とする温室効果ガス】

二酸化炭素 (CO₂) 及び一酸化二窒素 (N₂O) を削減対象とします。

表 4-1-3 温室効果ガスの種類と削減対象ガス

種類	排出割合 (* 1)	削減対象ガス (* 2)	地球温暖化係数	発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	97.4%	○	1	電気・都市ガス・LPG・灯油・ガソリン等燃料の使用 廃プラスチック類・合成繊維の焼却
一酸化二窒素 (N ₂ O)	2.6%	○	265	廃棄物の焼却、し尿・下水処理など
メタン (CH ₄)	極少量	×	28	廃棄物の焼却、し尿・下水処理など
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	極少量	×	4~12,400	自動車の走行 (カーエアコンから漏出)
パーフルオロカーボン (PFCs)	排出無	×	6,630~11,100	半導体製造用や電子部品などの不活性液体
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	極少量	×	23,500	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用
三ふっ化窒素 (NF ₃)	排出無	×	16,100	液晶パネルの製造工程など

※1 環境マネジメントシステムの運用による令和5年度の集計結果(排出係数は第三次計画に基づくCO₂換算)より

※2 二酸化炭素と一酸化二窒素以外のガスは削減対象としませんが、排出量を把握し推移を注視していくこととします。

1-7 第四次計画の基本的事項

第四次計画の基本的事項を表4-1-4に示します。

表 4-1-4 基本的事項

項目	第四次市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
根拠法令	地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条
計画の目的	温室効果ガス排出量の削減
計画期間	2025 年度～2030 年度（令和 7 年度～令和 12 年度）
基準年度	2013 年度（平成 25 年度）
目標	2030 年度までに 2013 年度比で 50.0%以上削減する
対象範囲	市で行う事務事業 （指定管理者制度等により管理運営を行っている施設も対象）
削減対象とする 温室効果ガス	○二酸化炭素 ・電気、燃料の使用 ・廃プラスチック類の焼却 ・合成繊維の焼却
	○一酸化二窒素 ・可燃ごみの排出（職員） ・廃棄物の焼却（クリーンセンター） ・し尿処理（衛生処理場） ・下水処理（菅野終末処理場）
温室効果ガスの算定方法	算定対象年度の前年度実績の調整後排出係数 ^{※1} ・地球温暖化係数 ^{※2} にて算定

※1 電気やガスなどの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定で使用する調整後排出係数

（令和 7 年度に算定する令和 6 年度の二酸化炭素排出量は、令和 5 年度の各電気事業者の排出係数を使用）
地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）ver.2.0（令和 7 年 3 月）
P15 3-2-5 「しかしながら、「温室効果ガス総排出量（N-1 年度実績）」の算定時点で、「事業者別排出係数（N-1 年度実績）」が公表・告示されていない場合もありますので、その場合は算定時点で最新となる「事業者別排出係数（N-2 年度実績）」を用いて算定しても問題ありません。」

※2 二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字